

# 動物の飼養管理に関するドイツ法体系の整理

## 1. 犬・猫の飼養基準に関連する法律

### ドイツ

連邦食料・農業省 (Federal Ministry of Food and Agriculture: BMEL)

(1) 動物保護法(改正)  
Tierschutzgesetz(2006)

(2) 動物保護—犬に関する規則 Tierschutz-Hundeverordnung(2001)  
(動物保護法に付随した連邦食料・農業省の省令)

(3) 動物保護法の実施に関する一般行政規制(2000)  
Allgemeine Verwaltungsvorschrift zur Durchführung des Tierschutzgesetzes

(4) 州・郡レベル  
・州や郡による解釈文書(ガジェット等)、チェックリストの作成等  
・州や郡による条例など

#### (1) 動物保護法(改正) (Tierschutzgesetz(2006))

- ✓ 本法律の目的は、人間と共に生きえる生物として、動物の生命及び健康を保護すること。
- ✓ 対象は脊椎動物を中心とする動物一般。

#### (2) 動物保護—犬に関する規則 (Tierschutz-Hundeverordnung(2001))

- ✓ 上記「動物保護法」に付随した連邦食料・農業省の省令。
- ✓ 犬の飼育及び繁殖に適用される法律であり、飼育基準を細かく規定。(搬送時、獣医による治療中、実験目的で使用される場合は除く)

#### (3) 動物保護法の実施に関する一般行政規制 (Allgemeine Verwaltungsvorschrift zur Durchführung des Tierschutzgesetzes) (2000)

- ✓ 動物保護法の実施のためのより具体化した行政規制。
- ✓ ブリーダーの認可要件等が記載されている。

#### (4) 州レベル

- ✓ ドイツでは上記連邦レベルの法律をもとに、州により解釈文書や条例を策定しているところも多い。また、犬に関する規則での遵守基準に関しチェックリストの作成を行っている州もある。

## 2. 法律の対象範囲

法律	対象地域	対象動物
動物保護法(改正)(2006)	ドイツ全体	脊椎動物を中心とする動物一般
動物保護—犬に関する規則(2001)	ドイツ全体	犬
動物保護法の実施に関する一般行政規制(2000)	ドイツ全体	脊椎動物を中心とする動物一般

## 3. 業としての認可対象

「動物保護法」(第 11 条)において、営利目的の業として認可が必要となる対象業種は以下のとおり。

- ① 家畜及び狩猟用家畜を除く脊椎動物を繁殖し、又は飼養する者（繁殖・飼育業者等）
- ② 脊椎動物を売買しようとする者（販売業者等）
- ③ 乗馬または運輸事業を運営しようとする者（乗馬施設、輸送業等）
- ④ 動物を展示し、又は展示目的のために動物を所有しようとする者（展示業者等）
- ⑤ 有害動物として脊椎動物を駆除しようとする者
- ⑥ 第三者に代わって犬を教育し、又は犬の教育について飼い主に指導しようとする者(しつけ業等)

その他、非営利の業として認可が必要な動物取扱者は以下のとおり。

- ① 動物実験や学問上の目的のために繁殖・飼養する者
- ② 学問上の目的とは異なるが、組織の移植、細胞の調査等で脊椎動物を繁殖・飼育しようとする者
- ③ 保護施設または類似の施設で動物を飼養しようとする者
- ④ 動物園そのほか動物を飼育し、展示するための施設で動物を飼育しようとする者
- ⑤ 家畜以外の脊椎動物を料金を得て国内に持ち込んだり輸入しようとする者、または斡旋する者
- ⑥ 警護目的のための犬を教育し、そのための施設を運営しようとする者
- ⑦ 第三者を通じて動物を取引または販売する目的で動物の交換を行おうとする者

## 4. ブリーダーの要件

「動物保護法の実施に関する一般行政規制」12.2.1.5.1 で規定。

犬:3 頭以上の繁殖用雌犬の所有、もしくは、年間 3 胎以上の販売を行うもの

猫:5 頭以上の繁殖用雌猫の所有、もしくは、年間 5 胎以上の販売を行うもの